

【資料 1】

愛知県指定天然記念物「大草のマメナシ自生地」  
保存活用計画書



令和 3 年 3 月

小牧市教育委員会

(2) 活用の課題	-----	39
<b>5. 整備の現状と課題</b>	-----	40
(1) 整備の現状	-----	40
1) 保護柵	-----	40
2) 説明板	-----	40
3) 便益施設	-----	40
4) 周辺からの雨水排水処理	-----	40
(2) 整備の課題	-----	40
<b>6. 運営・体制の整備の現状と課題</b>	-----	41
(1) 運営・体制の整備の現状	-----	41
(2) 運営・体制の整備の課題	-----	41
<b>7. 本自生地の保存活用の基本方針</b>	-----	42
(1) 保存活用における考え方	-----	42
(2) 保存活用の基本方針	-----	42
<b>8. 保存管理の方向性と方法</b>	-----	43
(1) 保存管理の方向性	-----	43
(2) 保存管理の方法	-----	44
1) 植樹したマメナシの取り扱い	-----	44
2) 本自生地に生育するマメナシ以外の樹木の除伐	-----	44
3) 隣接地の樹木の除伐	-----	44
4) 効果的な草刈りの実施	-----	44
5) 本自生地内の盛土やゴミ等の撤去	-----	44
6) 市道側溝からの流入水の流入阻止	-----	45
7) 標識等	-----	45
8) 本自生地内への立ち入り抑制	-----	45
9) 調査研究と情報共有	-----	45
(3) 現状変更の取り扱い	-----	49
1) 現状変更等の制度	-----	49
2) 現状変更等の取り扱い方針	-----	49
3) <u>現状変更等の取り扱い基準</u>	-----	50
<b>9. 活用の方向性と方法</b>	-----	52
(1) 活用の方向性	-----	52
(2) 活用の方法	-----	52

改訂予定部分

(3) 現状変更の取り扱い

1) 現状変更等の制度

県指定天然記念物の現状変更等の制限については、愛知県文化財保護条例第33条第1項において、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。」とされており、ただし書きに、「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。」と規定されている。

ただし書きにある維持の措置の範囲は、同条第2項において、愛知県文化財保護条例施行規則で定めるとしてあり、同施行規則第35条において次の内容が規定されている。

- 1 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状）に復するとき。
  - 2 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
  - 3 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。  
また、軽微な現状変更等の許可については、愛知県事務処理条例において、市において処理することとされており、その内容は次のとおりである。
- イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。）で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却
  - ロ 工作物（建築物を除く。以下このロにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
  - ハ 条例第31条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
  - ニ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
  - ホ 木竹の伐採（県指定名勝又は県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
  - ヘ 本自生地には該当しないので省略。

2) 現状変更等の取り扱い方針

現状変更等の取り扱いに関する事務は、市においては教育委員会文化財課、県においては県民文化局文化部文化芸術課文化財室が担当している。

本自生地指定地内における現状変更等の取り扱い方針の原則は、次のとおりとする。

本自生地の保存上、活用上、公益上またはその他の理由により必要な行為、調査研究を目的とする行為で、マメナシや自生地の環境に悪影響を及ぼさず、必要最小限の内容であ

る場合は現状変更等を認めることとする。マメナシや自生地が滅失、毀損または衰亡の恐れがある行為、自生地の景観または価値を著しく減じる行為は認めない。

### 3) 現状変更等の取り扱い基準

本自生地指定地内で想定される現状変更等の行為と許可基準は、表8-2のとおりとする。

表8-2 現状変更等の行為と許可基準

現状変更等の行為	許可基準	許可権者
発掘調査及び学術調査 ・土壌調査等に伴う土地の掘削 ・マメナシの花、葉、実の採取等	マメナシや自生地の保存、状況把握を目的とした調査で、適切な範囲内で行われるものは認める。	県
環境整備（土地の形状変更含む） ・指定地外から持ち込まれた土壌の除去	発掘調査や学術調査等に基づいたもので、上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	県
小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。）で3月以内の期間を限って設置されるものの新築	認めない。	
小規模建築物以外の建築物の設置。	認めない。	
工作物（建築物を除く）の設置、改修若しくは除却 ・保護柵の設置 ・倒木防止用支柱の設置	上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	市
道路の設置	認めない。	
経路が固定される園路	上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	県
電柱、電線、下水管の設置	認めない。	
水管の設置、改修又は除却 ・隣接地から流入する雨水に対応する排水管の設置	上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	県または市
マメナシ以外の木竹の伐採、抜根 ・マメナシの生育に悪影響を及ぼす木の伐採	上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	県または市
指定地外からの動植物の持ち込み	認めない。	
愛知県文化財保護条例第31条に規定されている説明板以外の説明板、樹木等表示板、注意札の設置、改修又は除却	上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	市
本表内上記以外の事例	個別に内容を判断し、上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	県または市

現状変更許可を要しない行為は、先述した愛知県文化財保護条例第 33 条第 1 項にただし書きされている場合で、同条例施行規則第 35 条に規定されている内容の他、維持管理のための除草及び清掃、マメナシ以外の木の枝払い及び倒木の除去（伐根を除く）、雨等の影響による堆積土砂の除去、活用上必要な一時的かつ土地の掘削を伴わない見学経路や案内板の設置及び除却を対象とする。



## 改訂（案）

水色部分 表現変更なし

黄色部分 新規記述、表現変更

### （3）現状変更の取り扱い

#### 1）現状変更等の制度

県指定天然記念物の現状変更等の制限については、愛知県文化財保護条例第33条第1項において、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。」とされており、ただし書きに、「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。」と規定されている。

ただし書きにある維持の措置の範囲は、同条第2項において、愛知県文化財保護条例施行規則で定めるとしてあり、同施行規則第35条において次の内容が規定されている。

- 1 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状）に復するとき。
- 2 県指定史跡名勝天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 3 県指定史跡名勝天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

また、軽微な現状変更等の許可については、愛知県事務処理条例において、市において処理することとされており、その内容は次のとおりである。

- イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。）で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却
- ロ 工作物（建築物を除く。以下このロにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ハ 条例第31条に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
- ニ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- ホ 木竹の伐採（県指定名勝又は県指定天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- ヘ 本自生地には該当しないので省略。

#### 2）現状変更等の取り扱い方針

現状変更等の取り扱いに関する事務は、市においては教育委員会文化財課、県においては県民文化局文化部文化芸術課文化財室が担当している。

本自生地指定地内における現状変更等の取り扱い方針の原則は、次のとおりとする。

本自生地の保存上、活用上、公益上またはその他の理由により必要な行為、調査研究を目的とする行為で、マメナシや自生地の環境に悪影響を及ぼさず、必要最小限の内容であ

る場合は現状変更等を認めることとする。マメナシや自生地が滅失、毀損または衰亡の恐れがある行為、自生地の景観または価値を著しく減じる行為は認めない。

### 3) 現状変更等の取り扱い基準

本自生地指定地内で想定される現状変更等の行為と許可基準は表8-2、現状変更許可を要しない行為は表8-3、禁止行為は表8-4のとおりとする。

表8-2 現状変更等の行為と許可基準

現状変更等の行為	許可基準	許可権者
発掘調査及び学術調査 ・ 土壌調査等に伴う土地の掘削 ・ マメナシの花、葉、実の採取等	マメナシや自生地の保存、状況把握を目的とした調査で、適切な範囲内で行われるものは認める。	県
環境整備（土地の形状変更含む） ・ 指定地外から持ち込まれた土壌の除去	発掘調査や学術調査等に基づいたもので、上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	県
工作物（建築物を除く）の設置、改修若しくは除却 ・ 保護柵の設置 ・ 倒木防止用支柱の設置	上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	市
経路が固定される園路の設置、改修若しくは除却	上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	県または市
排水管の設置、改修若しくは除却 ・ 隣接地から流入する雨水に対応する排水管の設置	上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	県または市
マメナシ以外の樹木の伐採、抜根 ・ マメナシの生育に悪影響を及ぼす樹木、枯損木の伐採	上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	市
愛知県文化財保護条例第31条に規定されている説明板以外の説明板、樹木等表示板、注意札の設置、改修若しくは除却	上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	市
本表内上記以外の事例	個別に内容を判断し、上記「2）現状変更等の取り扱い方針」に記した原則に適合する場合は認める。	県または市



表 8 - 3 現状変更許可を要しない行為（小牧市教育委員会または小牧市教育委員会が認めた団体等が行う場合）

維持管理のための除草及び清掃
マメナシ以外の木の枝払い及び倒木の除去（伐根を除く）
雨等の影響による堆積土砂の除去
活用上必要な一時的かつ土地の掘削を伴わない見学経路や案内板の設置及び除却 ・ 見学経路＝直径 1 cm 程度のピンとロープによる表示、安全コーンとバーによる表示 ・ 案内板＝設置にあたり土地の掘削を伴わないもの
実生を保護するための目印表示、立入禁止表示の設置及び除却 ・ 目印表示＝竹串、箸程度のものによるもの ・ 立入禁止表示＝直径 1 cm 程度のピンとロープによる囲い

表 8 - 4 禁止行為

建築物の新築
道路の設置
電柱、電線、下水管の設置
指定地外からの動植物の持ち込み

